

## 公告

### (参加意思確認公募)

独立行政法人国際協力機構横浜センター（JICA 横浜）が、2020 年度に開始する予定の案件に関し、別紙のとおり公募参加確認書の提出を招請します。

なお、本件に関する問い合わせは、JICA 横浜 研修業務課（045-663-3253）宛に御願います。

2020 年 5 月 29 日

独立行政法人国際協力機構  
横浜センター  
契約担当役  
所長 熊谷 晃子

## 2020-2022 年度課題別研修「社会基盤整備における事業管理」に係る 参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構横浜センター（以下「JICA 横浜」という。）は、以下のとおり参加意思確認書の提出を招請します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた国土・地域開発分野の中核を担う技術者の人材に対し、所定の案件目標を達成するべく研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、一般社団法人 国際建設技術協会（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、建設技術に関する調査・研究や海外の公共事業関連調査等を行うことにより、コンサルティング・エンジニアの海外活動の発展と国際協力の推進及び国際化支援や国際交流などの国際相互理解の促進を図ることを目的とする組織であり、これまでに JICA や関連官庁の調査・研修業務等の受託経験を豊富に有しています。また、特定者は 2017 年度～2019 年度に本件研修の受託機関となっており、本件研修の実施に関するノウハウを十分に有しているほか、国土交通省、同関連機関及び協会会員である多くの建設コンサルタント、インフラ関連企業・団体との協力関係やネットワークを活用して、研修プログラム案の策定や講師や視察先の選定など、本件研修に係る業務を適切かつ確実に実施することができるものと考えます。

以上の理由により、本研修の実施に必要な技術、指導能力及び関係機関との円滑な業務調整能力の双方を有する機関と推定されることから、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていると考えますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、様式 1 参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

### 1 業務内容

別紙 1 研修委託契約業務概要の通り。

### 2 応募要件

(1) 基本的要件：

- ① 業務内容を遂行する法人としての能力を備え、実施体制を構築できる。
- ② 2020 年度を第 1 回目として受託し、2021、2022 年度についても同一案件を受託可能である者。初年度の業務実施状況に特段の問題がない限り、年度毎に業務量、または・価格等を見直したうえで随意契約を行う予定です（ただし、研修対象国の状況など、予期しない外部条件が生じた場合を除く）。

(2) 資格要件等：

- ① 公示日において令和 01・02・03 年度全省庁統一資格若しくは平成 31・32・33 年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」又は「B」又は「C」又は

「D」の等級に格付けされ、競争参加資格を有する者（以下「全省庁統一資格保有者」という。）であること。

- ② 会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行っている場合は、更生計画又は再生計画が発効していること。
- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。具体的には、以下のとおり取り扱います。
  - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
  - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けません。
- ④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- ⑤ 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者（以下、「応札者」という。）が、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していること。なお、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

- ア. 応札者の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 応札者の役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が応札者の経営に実質的に関与している。
- エ. 応札者又は応札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）に定める禁止行為を行っている。

### 3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認申請書の提出	提出期間	2020年6月12日(金) 正午まで(郵送の場合、期間内必着)
	提出場所	〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1 JICA 横浜 研修業務課 (担当 関)
	提出書類	参加意思確認書(様式1) 同書の2 応募要件に求められる実績等を証明する資料(写し可)
	提出方法	持参又は郵送 ※郵送(配達記録の残るものに限る)する場合は提出期限必着。持参の場合は、平日10:00から16:00まで(正午から14:00までは除く)に上記提出場所へご持参ください。
(2) 審査結果の通知	発送日	2020年6月19日(金)
	通知方法	郵送
(3) 応募要件無し の理由請求	請求期限	2020年6月26日(金)
	請求方法	持参又は郵送 ※郵送(配達記録の残るものに限る)する場合は提出期限必着。持参の場合は、平日10:00から17:00まで(正午から14:00までは除く)に上記提出場所へご持参ください。
	回答予定日	2020年7月3日(金)
	回答方法	郵送

### 4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評価落札方式)または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します
- (11) 契約書作成の要否：契約金額により、作成しない場合もあります。

(12) 契約経費：当機構が定める研修委託に係る諸経費（業務人件費、業務管理費）、その他研修実施に必要な直接費（講師謝金、資機材費等）を支払います。

(13) 当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/index.html>）にて公開中です。

(14) 情報の公開について：

本公示により、公募参加確認書を提出する法人・団体等については、その法人、団体等名を契約情報として当機構公式ウェブサイト上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公募により契約に至った契約先に関する以下の情報を当機構上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、公募確認書の提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、公募参加確認書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

① 公表の対象となる契約相手方：

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

② 公表する情報：

契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

③ 当機構の役職員経験者の有無の確認日：

当該契約の締結日とします。

④ 情報の提供：

契約締結日から1か月以内に、所定の様式にて必要な情報をご提供いただくこととなります。

担当部課：JICA 横浜研修業務課

以上

## 研修委託契約業務概要

### 1. 案件の概要

- (1) 研修コース名  
2020-2022 年度課題別研修「社会基盤整備における事業管理」
- (2) 研修の目的  
【研修の目標】  
社会基盤整備における事業管理に関する制度や施策の策定について、中央政府等の公的機関に所属する幹部行政官の能力が向上する。  
【研修で達成される成果】
  - ① わが国の社会基盤整備における事業管理に関する制度や施策が理解される。
  - ② わが国の社会基盤整備における工事現場管理技術が理解される。
  - ③ 自国の公共事業管理に対する課題が抽出され、関連制度や施策に関するアクションプランが作成される。
- (3) 研修期間予定
  - ① 全体受入期間：2020年10月18日から2020年12月12日まで
  - ② 技術研修期間：2020年10月19日から2020年12月11日まで
- (4) 対象となる研修員
  - ① 受入予定人数：12人
  - ② 対象国：アフガニスタン、カメルーン、イラク、ラオス、リベリア、ネパール、パプアニューギニア、ルワンダ、サウジアラビア、ソマリア、スーダン、ベトナム
  - ③ 言語：英語
  - ④ 対象者：
    - ア. 中央・地方政府関係機関において公共事業の実施計画ならびに実施管理に従事する行政官ならびに土木技術者、研究者
    - イ. 上記において8年以上の実務経験を有する者
    - ウ. 大学において土木工学を修了または同等のレベルを有する者
    - エ. 研修に十分な英語力を有する者
    - オ. 研修に耐え得る体力、気力を有する者

### 2. 研修方法

- (1) 講義：テキスト・レジュメ等を準備し、必要に応じて視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるよう工夫して下さい。また、研修員相互の意見交換やディスカッションへの参加を促し、参加型の講義とするよう留意して下さい。
- (2) 演習・実習：講義で得られた知見をもとに関係者との意見交換を通じて、研修員が事業実施において参考となる知識・技術を習得できるように努めて下さい
- (3) 見学・研修旅行：「演習・実習」に同じ
- (4) レポートの作成・発表：各レポートの作成・発表にあたっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、あわせて帰国後の問題解決能力を高めるよう努めて下さい。
- (5) 研修カリキュラム・日程案の作成に際しては、下記(6)を参照しつつ、関係省

庁・機関ならびに関連団体・企業等との綿密な打ち合わせ、調整を十分図り、研修効果をより高めるように努めて下さい。

(6) 主な研修モジュール（参考） ※

- ① プログラムオリエンテーション
- ② ジョブ・レポート（カントリー・レポート）発表及び関係者との討論
- ③ 以下に係る講義、実習、視察、討論
  - ア. 日本の社会基盤整備の特徴と現状を把握し、公共事業の計画策定ならびに品質確保のあり方、情報技術の活用、建設リサイクル、用地取得等、事業マネジメント全般についての理解を深める。
  - イ. 日本における公共事業契約形態と特長、監督・検査体制、土木工事共通仕様書、コンサルタントの役割や、各段階における事業評価手法について理解する。
  - ウ. 施工計画及び品質・工程・安全管理など建設現場において必要とされる管理技術について理解する。
  - エ. 社会基盤整備事業の各段階での説明責任やコンセンサス形成の必要性と手法について理解する。
- ④ 自国の現状と課題について、上記で修得した知識・技術との比較分析により把握し、その解決や改善に向けた提案をアクションプランに取りまとめ、発表・討論により理解を深める。

※ブリーフィングやジェネラルオリエンテーション等、JICA 横浜が直接実施するプログラムを除きます。また、実習、見学・研修旅行以外は、主として JICA 横浜での実施を予定しています。

### 3. 委託業務の範囲及び内容

(1) 研修実施全般に関する業務

- ① 研修カリキュラム、研修詳細計画書様式による日程案の作成ならびに関係先との調整
- ② 研修実施に必要な経費の見積り及び経費処理
- ③ 研修実施要領の確認（評価項目・評価基準の策定）
- ④ コース評価要領の作成
- ⑤ 研修員選考会への出席（課題別研修のみ対象）
- ⑥ 当機構その他関係機関との連絡・調整
- ⑦ 研修員及び同行者の移動に関する手配
- ⑧ 研修監理員との調整・確認
- ⑨ コースオリエンテーションの実施
- ⑩ 研修の運営管理とモニタリング
- ⑪ 研修員の技術レベルの把握（個別面接の実施等）
- ⑫ 各種発表会の実施
- ⑬ 研修員作成の各種レポートの分析・評価
- ⑭ 研修員からの技術的質問への回答
- ⑮ 評価会への出席、実施補佐
- ⑯ 開・閉講式への出席、実施補佐
- ⑰ 反省会への出席
- ⑱ 講義、見学の評価

(2) 講義（演習・実習）の実施に関する業務

- ① 講師の選定・確保
- ② 講師への講義依頼文書の発出
- ③ 講義室及び使用資機材の確認
- ④ 講義テキスト、資機材、参考資料の準備（使用言語への翻訳・印刷製本を含む）・確

認（著作権処理を含む）

- ⑤ 講義テキスト、参考資料の CD-ROM 化及び研修員への配布（使用許諾確認を含む）
- ⑥ 講義等実施時の講師への対応
- ⑦ 講師謝金の支払い
- ⑧ 見学（研修旅行）に係る講師への旅費及び交通費の支払い
- ⑨ 講師（又は所属先）への礼状の作成・送付

**（3） 見学（研修旅行）の実施に関する事項**

- ① 見学先の選定・確保と見学依頼文書又は同行依頼文書の作成・送付
- ② 見学先への引率・補足説明
- ③ 見学謝金等の支払い
- ④ 見学先への礼状の作成と送付

**4. 契約金額**

JICA が定める基準に基づき積算した見積書を基に、契約交渉を経て決定する。

**5. 本業務に係る報告書等の提出**

下記報告書等を各 1 部ずつ、技術研修期間完了後速やか（契約履行期間終了まで）に提出して下さい。

- （1） 業務完了報告書
- （2） 以下の電子データを含む CD-ROM
  - ① ジョブ・レポート
  - ② アクションレポート
  - ③ 講義テキスト
  - ④ 業務完了報告書
- （3） 経費精算報告書

**6. 留意事項**

本業務概要は公示時点のものでありますので、詳細については変更となる可能性もあります。特に新型コロナウイルスへの対応として業務内容が変更になることが想定されます。

以 上



## 参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構  
横浜センター 契約担当役  
所長 熊谷 晃子 殿

提出者 (所在地)  
(貴社名)  
(代表者役職氏名)

2020-2022 年度課題別研修「社会基盤整備における事業管理」に係る参加意思確認公募について」に係る応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

### 記

#### 1 組織概要

#### 2 応募要件

##### (1) 基本的要件：

令和元年、2年、3年度全省庁統一資格審査結果通知書(写し)を添付してください。

##### (2) その他の要件：

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況が分かる証明書を提出してください。

※ その他組織概要等のわかるパンフレット等を添付してください。

以 上